基準・認証、輸入プロセスに関するアクション・プログラム 骨格の具体化及び早期実施について

- 1. 基準・認証、輸入プロセスに関するアクション・プログラム骨格において措置すること とした88項目のうち、既に措置内容又は実施のタイムスケジュールが明確な52項目以 外の36項目について別紙のとおり内容の具体化及び実施時期の明確化を行うこととする。
- 2. この結果、88項目のうち、65項目(4分の3)が1年以内に措置されることになる。
- 3. なお、今回の明確化により、3年以内に措置することとされていた19項目のうち9項目は前倒して実施される。

(参考)

スケジュール	•			「一一一一一 今回の明確 	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
W 1 年以内に措置 するもの		1	(69%)	6 5	(7.4.24)
「 (2)2年以内に措置 するもの	' 	8	(9%)	 11	(13%)
 (3)3年以内に措置 するもの) 1 	9	(22%)	 12 	(14%)
 合 計	 ! 8	8 (1 0 0 %)	 8 8	

政府調達に係るアクション・プログラム骨格の実施について

6 0 • 9 • 3 0

1. アクション・プログラム骨格の別紙1に掲げる機関については、アクション・プログラムの全項目を、本年10月1日から実施する。

なお、資格審査手続の改善については、格付の統一化等に準備期間を要することから次の省庁については、61年 1月から実施する。

* 資格審査基準・格付の統一化、単一資格審査制の導入

(大蔵省、農林水産省、運輸省)

*単一資格審査制の導入

(厚生省)

- 2. アクション・プログラム骨格の別紙2に掲げる16の政府関係機関についても、 10月1日から、アクション・プログラム及びガット政府調達協定に準ずる措置をと る。
- 3. アクション・プログラム骨格第Ⅳ項の指導・協力要請の対象となっている関係機関 (公益法人を含め約6400機関)及び地方公共団体(約3300団体)に対し、本 年9月30日までに、アクション・プログラム及びガット政府調達協定の趣旨に則り、 外国供給者等の参入機会の増大及び外国製品調達の拡大を図る旨、関係省庁から指導 ・協力要請を行った。
- 4. 外国供給者等に対する情報の提供、相談受付、苦情処理等を行うため、各省庁等に 統一窓口を設け、さらに政府全体の統一窓口を外務省経済局(国際機関第一課)に設 けるとともに、各省庁等間の連絡協議会を設置し、10月1日から活動を開始する。 (別紙参照)

(別 紙)

- 1. 情報の提供、相談受付、苦情処理等の窓口
 - (1) 政府統一窓口
 - (2) 各省庁等統一窓口及び各調達機関窓口(外局、附属機関、地方支分局等)
 - (3) 在外公館、JETRO事務所等

2. 政府調達連絡協議会の設置

政府統一窓口及び各省庁等統一窓口が行う情報の提供、相談受付、苦情処理等の機能が適切かつ円滑に実施されることを確保し、その内容等につき政府統一窓口及び各省庁等統一窓口の間の相互の連絡調整を行うことを目的として、政府調達連絡協議会を設置する。

3. 具体的事務処理の内容

- (1). 情報提供
 - ① 内容
 - (イ) 我が国の政府調達に係る法令、手続等契約制度に関する情報
 - (ロ) 各省庁等における契約手続等に関する情報
 - (ハ) 入札公示案件に関する情報
 - (二) 随意契約及び落礼に関する情報。
 - (ホ) その他調達に係わる事項に関する情報

② 事務処理体制

(政府統一窓口)

- (ロ) 各種の照会、苦情等に基づき政府調達連絡協議会を通じ、効果的広報事 章の確立及び実施を図る。
- (ハ) 在外公館、JETRO事務所等に対し、情報提供等に関する指導、資料の送付等を行う。
- (二) 当面我が国の政府調達にかかる法令、手続等契約制度に関する英文パンフレットの作成その他所要の資料の作成にあたることとし、政府調達連絡協議会の場を通じ、その他の具体的広報事業につき検討していくこととする。

(各省庁等統一窓口及び各調達機関窓口)

主として上記①、(ロ)~(ホ)に掲げた事項につき提供を行う。

(在外公館、JETRO事務所等)

所在地において、主として上記①(イ)及び(ロ)に掲げた事項につき 我が国の政府調達に係る照会等に応じると共に関係機関、団体等に対し情 報の提供を行う。

- (2). 相談受付及び苦情処理
 - ① 政府統一窓口は主として政府調達に係る統一的、機断的事項に関する相談 及び苦情の受付を行い、政府調達連絡協議会及び関係の各省庁等統一窓口と 協議し、処理を行う。
 - ② 各省庁等統一窓口及び各調達機関窓口は、主として当該省庁等(調達機関) の調達に係る事項に関し、相談及び苦情を受付け、処理を行う。各省庁等統 一窓口に係るものについては処理状況、結果等を政府調達連絡協議会に通報 する。
 - ③ 在外公館、JETRO事務所等においても、相談及び苦情の受付を行う。
 - (注) OTO窓口は政府調達に関し苦情の申立がある場合は従来通り受け付けることとし、各省庁等統一窓口及び政府調達連絡協議会と協議の上処理する。
- 4. 以上の活動を10月1日から実施する。

(参考)

1. アクション・プログラムを適用する機関

r –		 -	T	<u> </u>					ے ۔۔۔ ۔۔ مادد			r —		· — ·	- -		-
協		名 	 十	政 	· 府 · — -	调 	達 	相 - - -	淡 	恋 		電	話 	(. .	直 — -	通) - —
1	内 閣		1	(新	理本	所に	同日	٤)									
I	総理府 (総理本府)		ı	大臣	官员	会計	課					5.	8 1		0	0 5	0
1	公正取引委員会		١	事務	局周	. 務 鹊	Į		٠,			5	8 1		5	4 7	5
1	国家公安委員会(警察)	テ)	1	長官	官戶	会計	課					5	8 1		0	1 4	1
ı						*					i	1		(内 2	224	2)
1	公客等调整委員会	•	l	(総	理本	府に	同し	ز)									
1	宫内厅		I	長官	官员	主計	课				}	2	1 3	_	1	2 5	4
1	総務庁		1	長官	官员	会計	課					5	8 1	_	4	6 6	2
1	北海道開発庁		١	総務	課						1	5	8 1	_	1 1	6 7	4
l	防衛庁		ı	調達	実が	本部	調素	を課			!	4	0 8	_	5 :	2 1	1
1														(内 2	233	1)
1	经济企画庁		i	長官	官员	会計	操					5	8 1	_	0 :	9 7	6
1	科学技術庁		I	長官	官员	会計	洪					5	8 1	_	1	3 3	3
l	環境庁		1	長官	官员	法会员	課					5	8 1	_	4 1	6 6	5
ı	沖縄開発庁		1	総強	局会	計調	Ę					5	8 1	_	0	4 5	0
I	国土庁		ſ	長官	官员	会計	課					5	0 1	_	5	3 4	9
I	法務省		ı	大臣	官员	4 余計	課					5	8 1	-	9	1 5	7
1	外務省		ı	大臣	官员	会計	操制	可達多	Ē			5	8 0		5	2 5	7
I	大蔵省		ı	大臣	官员	会計	課					5	8 1	-	2	B 4	4
l	文部省		1	大臣	官员	会計	上牌					5	8 1	_	2	4 1	2
1	厚生省		Ì	大臣	官员	会計	课		•			5	0 1	-	4	8 5	9
ł	農林水産省		í	大臣	官员	接段	建煤	4	r			5	9 1	_	9	7 7	7
I	通商産業省		١	大臣	官员	会計	课					5	0 1	_	0	7 5	0
1	運輸省		ı	大臣	官员	会計	上課 4	会計准	7理官	3		5	8 0	_	4	2 8	0
l	郵政省		į	大臣	官员	資物	t er i	英页部	Ķ			5	0 4	_	4	2 6	1
1	労働省		1	六臣	官员	会計	上课					5	0 2	-	6	7 1	6
ľ	建設省		I	大臣	官员	会計	上牌	٠.				I 5	8 0	-	0	9 3	7
I	自治省		١	大臣	官员	引会 i	十課					5	8 1	_	0	7 2	0
1			ı						,			1					

2. アクション・プログラムの適用につき協力を要請する機関

Γ-				Τ.								_ ¬	Γ'-		-	_	_				1
農	•	関	名	t	政	府	调	逹	相	談	窓		1	t :	£	(直	通	i)		I
-			- —	+	-								-	• <u>-</u>		_	_	<u> </u>			1
1	衆			1	庶務	部金	計劃	Ą				1	5	8	1	_	1	9	5	2	١
1	参議院			1	庶務	部会	計算	Į.		. 3			5	8	1	_	1	0	2 (0	I
I	最高裁判所			:	筝 務	総周	経玛	2 局鑑	査課	•		1	2	6	4	_	6	3	6 9	9	J
1	会計検査院			1	事 務	総長	官员	会計	課			1	5	8	1	_	0	0	8	1	l
1				I		J.						·	١.								ı
L				1.																	

3.アクション・プログラムの適用を関係各省庁を通じ、実施を図る機関

1 14		名	i	攺 .	府	週	達	相	談	恋	電	話	i	(直	通	· }	ì
+			+-								 -		- ,				-	4
1	日本国有鉄道		1 3	資材	局計	画調	Ę				1 2	1	2	- :	3 6	8 6	4	I
1	日本たばこ産業株式会社			製造	本部	資材	部	資材	課		1 5	8	2 ·	– ;	3 1	i , 1	1	ŧ
1	日本電信電話株式会社		13	技術	企画	本部	国	際 调	達室		1 5	0	9	- :	5	1 5	0	١
I	国民金融公庫		1 1	庶務	部用	度調	Į.				2	7	0	_	1 :	3 6	1	l
1	住宅金融公庫	*	1 8	泽理	部会	計誤	!				1 8	1	2 ~	- :	1 1	l 1	1	1
1			1								1 (内	2	93、	. 2	94)	1
1	農林漁業金融公庫		11	庶務	部庶	務課	Į				1 2	7	0	- :	2 2	2 6	8	1
i	中小企業金融公庫		1 1	庶務	部庶	務調	Į				! 2	7	0 -	_	1 :	2 8	0	1
١	公宫企業金融公庫		1 1	総務	部庶	務調	Į.				1 5	8	1		3	7 8	6	1
1	北海道東北開発公庫		1	事 狢	部庶	遊貨	Ę				1 2	7	- 0		1	6 0	2	ſ
. 1	社会福祉・医療事業団		1	経理	常第	二貫	Į.				4	3	8	_	9 :	9 2	9	1
i	中小企業信用保険公庫		1	経理	部経	理题	Į		4		2	7	0	_	2	8 8	5	1
t	環境衛生金融公庫		1	経理	뫲 똱	理問	ď K				5	8	2	-	5	4 1	5	1
1	沖縄振興開発金融公庫		1	総務	部総	洛萨	Į				5	8	1	_	3	2 4	1	1
1	日本開発銀行		1	総務	部						1 2	7	0	_	3	2 1	1	Į.
i	日本輸出入銀行		1	総務	部総	洛務盟	Ħ.				2	8	7	_	1	2 2	2 1	1
i.			1								i							1
ı			1		_						I							١
L _			_			- ` - -					 							۱,

4. ガット政府調達協定に準ずる措置をとるとともに、アクション・プログラムの規定に準 じた適用を行う機関

1 陽	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			府	調	.连	相		1			話	(直	通)	1
r- 1	水资源開発公団	– 1 1	怪玛	2 郎 奖	2約5	 -					- 5	8 4	_	2	 9 7	2	1
. 1	新東京国際空港公団	1	経玛	! 部 !	2約2	果					6	3 9	_	6	2 8	4	I
ı	日本道路公団	1	湖達	用地	电部点	贝約昔	Ę			i	2	3 0	_	1	3 7	6	1
1,	公客防止事業団	1	経理	望部 奖	乳粉製	莱				İ	5	0 1	_	3	2 5	1	1
1		1								į	l		(内	29	1)	1
I	国際協力事業団	1	経璒	部旅	设月	月度部	Ę	•			3	4 6	_	5	1 0	3	i
1	年金福祉事業団	1	経玛	部段	理製	果					5	0 2	_	2	4 9	1	1
1	労働福祉事業団	1	経玛	部义	2約2	果				1	2	9 2	_	8	8 9	0	1
١	雇用促進事業団	١	経費	官部 其	段約多	再一割	E F			. 1	2	3 0	_	4	3 5	3	1
1	国民生活センター	١	紀符	部智	理認	果					4	4 3		7	8, 6	9	1
I	日本科学技術情報センター	١	经现	部金	計劃	栗					5	8 1	-	6	4 1	1	١
- [国際交流基金	1	経玛	全部自	it i	果					2	6 3	-	4	4 9	6	i
1	国立競技場	ı	総務	多部会	計劃	菜					4	0 3	_	1	1 5	1	I
ŀ	放送大学学園	ı	会計	押							04	172-	76-	6	2 1	1	1
i	日本中央競馬会	İ	経理	笑 郤 里	2約1	果					1 5	9 1	_	5	2 5	1	i
Ļ		I									l		(内	244	0)	ł
ı	日本貿易振興会	_		自部省							1 5	8 2		5	5 4	8	1
1	新エネルギー総合開発機構	I	経理	部勢	2約:	果					9	·8 1		_		_	
Ť,		1									l		(内	3	31~	2	,

(参考3)

アクション・プログラムの実施状況 (策定以来の実施状況)

昭和62年5月21日 アクション・プログラム実行推進委員会

1. 関税

昭和61年1月1日より1,849品目(ワイン等4品目を除いた品目)の関税率の無税化又は引下げを実施するとともに、コンピュータ部品等9品目について昭和61年1月20日より関税率を無税とした。

ワイン等4品目については、関税率の引下げを当初予定していた昭和62年4月1日から1年繰り上げて昭和61年4月1日より実施した。

また、鉱工業品のタリフ・エスカレーションについては、関税率審議会企画部会において検討が行われ、昭和61年9月16日に発表された「鉱工業品のタリフ・エスカレーションに関する報告」において中長期展望が提示されたところであり、この報告を指針として、適切に対処することとする。

さらに、昭和62年4月1日より、シーリング制度の改善及び枠の拡大等の鉱工業品に対する特恵関税制度の改善を行うとともに、鉱工業品で譲許税率2%以下の低関税品目33品目について関税率を無税とし、合板等10品目の木材製品について関税率を引き下げた。

(備考) 昭和62年度の関税改正において、紙巻きたばこ、アルコール飲料等の関税率の引下げを行った。

また、チョコレートについては昭和63年4月1日より現行関税率を10%へ引き下げるべく、所要の国内手続きを進める。

即能人論。川

皮革、革靴については、ガットの場において適切な対処を図るとの方針に基づき、昭和 61年4月1日より関税割当制度を導入し輸入数量制限を撤廃した。

農産物12品目については、ガットパネルの場において現実的かつ公平な解決策が導かれるよう努めるとともに、これと並行して二国間協議による現実的な解決を目指し、引き続き努力していく。

川、基準・認証、輸入プロセス

- 1. アクション・プログラムの 9 1 事項の全てに着手しており、すでに 7 6 事項が実施済となった。昭和 6 2 年 1 月のフォローアップ以降新たに実施済となったのは、次の 6 事項である。
 - ① 動物用医薬品の検定対象から抗生物質飼料添加剤等を除外
 - ② 食品衛生法による製品検査の対象となっている食品添加物から、かんすい及びタール色素製剤を削除
 - ③ 車両による高圧ガス移動の際の、容器の容量等についての規制基準の緩和
 - ④ 食品等の規格基準等について、米、加及びECとの間で専門家会合を開催
 - ⑤ 建築基準法において予想されていない特殊の構造方法等に係る外国検査データの 受け入れのためのガイドラインの作成
 - ⑥ 構造用集成材等日米林産物MOSS協議において要請のあった品目のJAS規格の制定・改正
- 2. 告示・通達に基づく基準・認証制度については、昭和62年1月のフォローアップ以降、①優良住宅部品認定制度、② 工業化住宅性能認定制度、③ 優良省エネルギー建築技術等認定制度の3件が新たに廃止となり、アクション・プログラムの策定以来、4件が廃止された。
- 3. アクション・プログラムの策定以来、新たな基準・認証制度の創設はなかった。
- 4. 各省庁所管の非政府機関の基準・認証制度については、昭和60年9月に決定された「非政府機関の基準・認証制度の総点検等に関するガイド・ライン」に基づき、各省庁が所管の非政府機関(特殊法人、認可法人、公益法人等)134団体について、昭和61年3月までに総点検を実施し、それぞれ所要の改善指導を行った。昭和61年11月の第6回アクション・プログラム実行推進委員会において、市場アクセス改善の観点から、さらに所要の指導等を行うことを決定し、昭和62年3月までに実施した。これらの総点検での指導等に基づき、各制度において、改善措置が採られているか、あるいは改善に養手するなどしている。また、昭和61年4月以降、9制度に関して基準・認証制度の創設・拡充・改正が行われた。

IV、政府調達

- 1. 契約手続改善の進捗状況
 - (1) アクション・プログラム実施前の昭和60年と同実施後の昭和61年の統計を比較

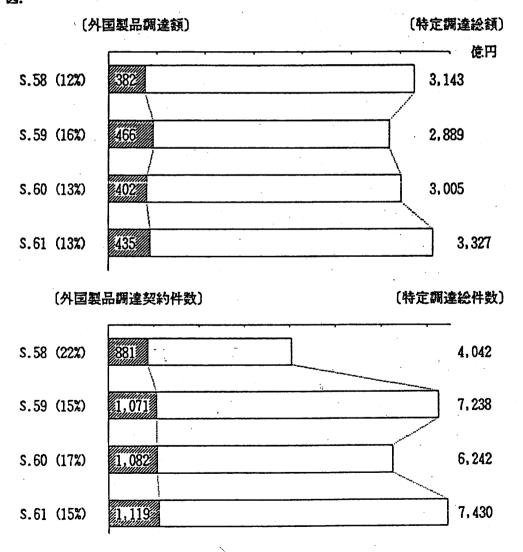
すると、対象 6 1 機関の特定調達全体における競争契約の割合は、総額で7 3%から 8 1%、件数で6 9%から8 3%へと各々増大(それに伴い随意契約割合が縮減)しており、競争契約原則の徹底が更に進んだ。

(2) 応札期間の延長については、ほとんど全ての対象機関が40日以上の応札期間を設けていた(全体の96%、平均42.3日)。

2. 外国製品の調達実績

対象 6 1 機関の特定調達総額は3,327億円、うち、外国製品調達額は435億円(13%)であり、前年(昭和60年)に比べ33億円の増加となった。また件数では、1,119件(前年1,082件)であった。

図.



(注) 但し、S 5 8 ~ 6 0 はG A T T 対象 4 5 機関、S 6 1 は A / P 対象 6 1 機関。

- 3. 指導・協力要請の対象となっている機関における実施状況
 - (1) 指導・協力要請の対象となっている各省庁所管の政府関係機関の調達総額は、 約4,490億円(日本航空を除くと1,925億円)で、随意契約の割合は74% (日本航空を除くと99%)であった。なお、外国製品の調達額は約2,573億円 (日本航空を除くと127億円)であった。
 - (2) 地方公共団体(47都道府県及び10政令指定都市)の調達(3,600万円以上の物品調達)総額は約300億円で、随意契約の割合は58%であった。なお、外国製品の調達額は約67億円であった。

4. 今後の誤題

- (1) 昭和 6 1 年 1 1 月の実行推進委員会で指摘された外国業者の資格登録数は、今回調査の昭和 6 1 年 1 2 月末日時点で、対前年比 7 3 業者増の 6 0 9 業者 (+ 1 4 %)であった。なお、今回調査では、外国業者からの資格登録申請に対して不合格とした例はなく、全ての申請が各調達機関で受諾されていることが明らかになった。今後とも広報等を通じて外国業者の資格登録の拡大を図っていくこととする。他方、外国業者の応札率ないし契約率は契約形態の如何を問わず依然として低率にとどまっているが、応札した外国業者は、落札率が高いので、積極的な応札が行われるよう各調達機関を通じ情報提供等工夫を行う。
- (2) 対象 6 1 機関の特定調達総額のうち、一般競争契約及び指名競争契約の割合は、各々37%及び44%であった。今後外国製品調達の大幅拡大の方途を検討するにあたって、一般競争契約割合と外国製品調達割合との関係につき、更に調査を進めることとする。
- (3) 指導・協力要請の対象となっている各省庁所管の政府関係機関及び地方公共団体の 調達契約の形態については、要請の内容が充分具体化されていない(特に、随意契約 の縮減のための諸措置、随意契約に関する情報の閲覧、競争入札における応礼期間の 延長、資格申請の随時受け付け等)ので、一層の徹底を期する。

V. 金融·資本市場

1. 金利の自由化

昭和60年10月、昭和61年4月及び昭和61年9月に大口定期預金金利の自由化、 CD及びMMCの発行条件等の緩和を実施した。さらに、昭和62年4月から、預入単位1億円以上の大口定期預金についても金利規制を撤廃するとともに、MMCの最振預 入単位の2,000万円への引下げ等を実施した。小口預貯金金利については、アクション・プログラムに沿って、大口に引き続き自由化を推進することとし、市場金利連動型預貯金の早期実施を含めた具体的展望を得るべく真剣に検討している。

2. 金融・資本市場の整備・拡充等

- ① 昭和61年2月より短期国債の公募入札を開始した(現在までの発行額累計51,224億円、残高20,226億円)。
- ② 昭和60年10月19日に、債券先物市場が発足した。
- ③ 昭和61年4月に、証券会社による円建てBAの流通取扱いが開始された。
- ④ 金融自由化の環境整備を図るため、昭和61年7月1日より預金保険法等の改正法が施行された。なお、昭和61年12月にオフショア市場を開設した。

3. 市場アクセスの改善

- ① 外銀9行の信託参入については、既に全行に対し営業免許を与え、全行が営業を開始した。
- ② 東証では、昭和60年9月に正会員定数枠を10増やすことを決め、外国証券会社 6社を含む10社に会員権の付与を決定した(昭和60年12月24日)。

4. ユーロ円市場の発展

昭和61年4月1日より、居住者発行ユーロ円債について、変動利付債等商品の多様 化を図るとともに、ユーロ円CDの最長発行期間を6ヵ月から1年に延長した。

VI.サービス・輸入促進等

本分野におけるアクション・プログラムについては、その全項目を実施した。実施例は以下のとおり。

- 1. 外国弁護士については、昭和62年4月1日から、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を施行し、申請の受け付けを開始した。
- 2. 不正商品については、警察庁における不正商品取締官の設置等による取締りの強化、 消費者に対する広報活動等を行うとともに、全国税関に不正商品等担当官を設置し、不 正商品に関する審査等を充実・強化した。
- 3. 輸入の促進については、引き続き全国主要302社に対して輸入拡大努力を要請した ほか、輸入品バザール等の開催、製品輸入金融の拡充など各種の施策を講じた。

各種の輸入促進策の効果等により、昭和61年度における製品輸入比率は44.1%となるとともに、これまでに、JETRO等の開催するインポート・バザールにおける 売上額は約65億円及び製品輸入金融融資承諾額は約2,945億円(同輸入金額は約4,301億円)となっている。

- 4. 流通については、物価安定政策会議政策部会において報告書を取りまとめるとともに、 同報告書の提言も踏まえつつ輸入品に係る出張販売期間の弾力化、独禁法違反事件についての積極的情報収集、公正競争規約の見直しの指導、不当な返品防止のためのガイドライン、比較広告に関するガイドライン、並行輸入の不当阻害に関するガイドラインの公表などを行ったほか、輸入総代理店制度及び並行輸入、継続的取引に関する調査等を実施し、報告書を公表した。また、各種情報提供等を通じて、我が国の流通に関する国際的理解の増進に引き続き努めていく。さらに、円高の消費財価格に与える影響調査、主要百貨店・スーパーに対するインポートフェアの開催、小売価格の引下げ、新規輸入品の開拓等を内容とする円高活用プランの策定要請等を実施した。
- 5. 投資交流については、対日投資促進融資制度の対象業種を拡大するなどの措置を講じた。